

## 令和7年第10回本部町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和7年12月16日		
招 集 場 所	本部町議会議場		
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和7年12月16日	午前10時00分
	散 会	令和7年12月16日	午後3時12分

※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。

出 席 13 名                      欠 席 1 名                      欠 員 0 名

議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	島 袋 恵	出	9	真 部 卓 也	出
2	松 本 一 也	〃	10	伊 良 波 勤	欠
3	松 田 大 輔	〃	11	具 志 堅 正 英	出
5	山 川 竜	〃	12	仲 宗 根 須 磨 子	〃
6	小 橋 川 健	〃	13	喜 納 政 樹	〃
7	長 濱 功	〃	14	座 間 味 栄 純	〃
8	仲 程 清	〃	15	具 志 堅 勉	〃

※ 会議録署名議員

11	具 志 堅 正 英	12番	仲 宗 根 須 磨 子
----	-----------	-----	-------------

※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	平 良 武 康	副 町 長	上 原 正 史
教 育 長	喜 納 す え 子	住 民 生 活 統 括 監	仲 宗 根 章
産 業 振 興 統 括 監	並 里 力	総 務 課 長	宮 城 健
住 民 課 長	大 城 尚 子	福 祉 課 長	渡 久 地 政 克
健 康 づ くり 推 進 課 長	大 濱 兼 愛	子 育 て 支 援 課 長	松 田 武
企 画 商 工 観 光 課 長	喜 納 政 国	建 設 課 長	渡 久 地 要
農 林 水 産 課 長	平 安 山 良 信	上 下 水 道 課 長	知 念 毅
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	大 城 睦	教 育 委 員 会 事 務 局 長	安 里 孝 夫

※ 本会議に職務のため出席した者

事 務 局 長	崎 原 誠	主 任 主 事	與 那 嶺 卓
---------	-------	---------	---------

# 議 事 日 程

12月16日（火） 1 日 目

日程番号	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定の件
3		議長諸般の報告
4		町長の行政報告
5	報告第11号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定） <span style="float: right;">（報告）</span>
6	議案第53号	本部町犯罪被害者等支援条例の制定について <span style="float: right;">（議案説明）</span>
7	議案第54号	本部町行政財産使用料条例の制定について <span style="float: right;">（議案説明）</span>
8	議案第55号	本部町公共施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定について <span style="float: right;">（議案説明）</span>
9	議案第56号	本部町農村公園施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について <span style="float: right;">（議案説明）</span>
10	議案第57号	伊野波コミュニティ供用施設の指定管理者の指定について <span style="float: right;">（議案説明）</span>
11	議案第58号	渡久地コミュニティ供用施設の指定管理者の指定について <span style="float: right;">（議案説明）</span>
12	議案第59号	並里コミュニティ供用施設の指定管理者の指定について <span style="float: right;">（議案説明）</span>
13	議案第60号	大浜コミュニティ供用施設の指定管理者の指定について <span style="float: right;">（議案説明）</span>

日程番号	議案番号	件名
14	議案第61号	嘉津宇コミュニティーセンターの指定管理者の指定について (議案説明)
15	議案第62号	古島集落センターの指定管理者の指定について (議案説明)
16	議案第63号	新里コミュニティーセンターの指定管理者の指定について (議案説明)
17	議案第64号	大堂集落センターの指定管理者の指定について (議案説明)
18	議案第65号	本部町立具志堅地区公民館の指定管理者の指定について (議案説明)
19	議案第66号	本部町立謝花地区公民館の指定管理者の指定について (議案説明)
20	議案第67号	本部町立浦崎地区公民館の指定管理者の指定について (議案説明)
21	議案第68号	本部町立東地区公民館の指定管理者の指定について (議案説明)
22	議案第69号	本部町立浜元地区公民館の指定管理者の指定について (議案説明)
23	議案第70号	本部町立谷茶地区公民館の指定管理者の指定について (議案説明)
24	議案第71号	伊豆味農村公園の指定管理者の指定について (議案説明)
25	議案第72号	崎本部農村公園の指定管理者の指定について (議案説明)
26	議案第73号	謝花農村公園の指定管理者の指定について (議案説明)

日程番号	議案番号	件名
27	議案第74号	大嘉陽農村公園の指定管理者の指定について (議案説明)
28	議案第75号	本部町地域福祉センターの指定管理者の指定について (議案説明)
29	議案第76号	もとぶ放課後児童クラブの指定管理者の指定について (議案説明)
30	議案第77号	本部町水納島海浜施設の指定管理者の指定について (議案説明)
31	議案第78号	本部町伊豆味みかんの里総合案内所施設の指定管理者の指定について (議案説明)
32	議案第79号	本部町花き集出荷施設の指定管理者の指定について (議案説明)
33	議案第80号	もとぶ文化交流センターの指定管理者の指定について (議案説明)
34	議案第81号	本部町体育施設の指定管理者の指定について (議案説明)
35	議案第82号	権利の放棄について (議案説明)
36	議案第84号	令和7年度本部町水道事業会計補正予算について (議案説明)
37	議案第85号	令和7年度本部町下水道事業会計補正予算について (議案説明)
38	議案第83号	令和7年度本部町一般会計補正予算について (議案説明・審議・採決)

○ **議長 具志堅 勉** ただいまより令和7年第10回本部町議会定例会を開会します。

開 会（午前10時00分）

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって10番 伊良波 勤議員及び11番 具志堅正英議員を指名します。本日、10番議員欠席ということでありますので、12番 仲宗根須磨子議員をします。

日程第2．会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月19日までの4日間にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって会期は、本日から12月19日までの4日間に決定いたしました。

日程第3．議長諸般の報告を行います。

報告書はお手元にお配りしたとおりです。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査の結果報告が提出されております。朗読を省略します。なお、関係書類については、事務局に保管していますので、ご閲覧お願いいたします。

これで議長諸般の報告を終わります。

日程第4．町長の行政報告を行います。

報告書はお手元にお配りしたとおりとなっています。

これで町長の行政報告を終わります。

日程第5．報告第11号 専決処分の報告についてを議題といたします。

本案について提出者の報告を求めます。町長。

○ **町長 平良武康** おはようございます。令和7年第10回本部町議会定例会におきまして、1件の報告、33件の議案を提出してございます。その内訳は、専決処分の報告が1件、条例制定に関する議案が2件、条例の一部改正議案が2件、指定管理者の指定に関する議案が25件、権利の放棄に関する議案が1件、令和7年度の補正予算関係議案が3件となっております。

説明に当たりましては、副町長、教育長、担当総括監、並びに担当課長がしっかりと行いますので、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○ **議長 具志堅 勉** 教育委員会事務局長。

○ **教育委員会事務局長 安里孝夫** 報告第11号についてご説明いたします。

報告第11号 専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、下記事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告する。記、自動車事故に係る損害賠償額の決定について。令和7年12月16日提出、本部町長 平良武康。

次のページをお開きください。専決処分書。地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償額の決定を次のとおり専決処分する。記。自動車事故に係る損害賠償額の決定について。1. 事故発生日時、令和6年11月1日、午前7時50分。2. 事故発生場所、本部町字伊野波283番地2、古民家いのはの家先路上。3. 相手方、本部町の個人となっております。4. 損害賠償額、2万円。5. 事案の概要、教育委員会事務局が業務委託する運転手が小学校登校輸送後のスクールバスを運転中、見通しのよい直線道路において、交差点の指導停止線で一時停止の安全確認を怠った相手方車両と接触した。令和7年12月2日、本部町長 平良武康。以上で説明を終わります。

○ 議長 具志堅 勉 これから質疑を行います。質疑はありませんか。11番 具志堅正英議員。

○ 11番 具志堅正英 この5の事案の概要なのですがけれども、ちょっと場所とこの相手方の場所も少し詳しく説明してほしいのと、相手方の性別と年齢ぐらいは公表していただきたいと思えます。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 安里孝夫 ご説明いたします。

場所の件なのですがけれども、伊野波の集落からドラモリ向けに走っていきまして、新しい伊野波の交差点、川を横切る交差点、5年前ぐらいに工事が終わった交差点の道路付近で起こった事故となっております。スクールバスは伊野波の集落から県道に向かって走っている途中で右側から出てきたお車が停止位置で止まらなくてそのまま突っ込んできたというような状況となっております。本部町の個人の相手方につきましては、男性で年齢のほうは確認しておりませんが老人というふうにお聞きしております。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 11番 具志堅正英議員。

○ 11番 具志堅正英 今、伊野波橋のすぐ手前ですよね。あそこは川沿いに並里のほうから来ると右手にサトウキビ畑があって、右手のほうが見えなく確認しづらいのですよ。ですからあのところに伊野波のほうから来る車両を確認するためにカーブミラーか何かを設置しないとまた今後起きる可能性がありますので、その辺をよく検討してもらいと思います。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで報告第11号の報告を終わります。

日程第6. 議案第53号 本部町犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 宮城 健 議案第53号を説明いたします。

議案第53号 本部町犯罪被害者等支援条例の制定について。本部町犯罪被害者等支援条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。令和7年12月16日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、犯罪被害者等基本法第5条の規定に基づき、本町における犯罪被害者等の支援に関

する基本理念等を条例で定めたいためでございます。

次のページからが今回制定したい条例の案になりますが、説明に当たりましては、一番最後のページ、4ページで説明をしたいと思っております。4ページでございます。議案第53号資料、本部町犯罪被害者等支援条例について。大きな数字1番が根拠法。2番が本条例制定の目的。3番が周辺自治体の条例制定の状況となっております。読み上げて説明いたします。一番上の根拠法です。犯罪被害者等基本法。（目的）第1条、この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。（地方公共団体の責務）第5条、地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。ということで、犯罪被害者等の基本法の中でうたわれております。それを基にいたしまして、2番のほうですね。本条例制定の目的であります。本部町犯罪被害者等支援条例（案）でございます。（目的）第1条、この条例は、犯罪被害者等支援について基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって町民が安心して暮らすことができる社会の形成に寄与することを目的として条例を制定したいということであります。3番目、周辺自治体の条例の制定状況であります。令和7年9月現在であります。沖縄県は令和4年に制定を行っております。県内41市町村中、9市町村が制定済みであります。名護警察署管内の自治体では、名護市、国頭村、大宜味村、東村は全て制定されております。本部警察署管内自治体では本町と今帰仁村が今年度の制定を予定をしているところであります。以上で説明を終わります。

○ **議長 具志堅 勉** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第7．議案第54号 本部町行政財産使用料条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ **総務課長 宮城 健** 議案第54号 本部町行政財産使用料条例の制定について。本部町行政財産使用料条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定より、議会の議決を求める。令和7年12月16日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、本案は、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産の使用を許可した場合における使用料について定めるため、条例を制定する必要がある。これが、この議案を提出する理由であります。

次のページからが今回制定した条例の案となっております。説明に当たりましては、最後のページ、議案第54号参考資料でもって説明を行います。

最後のページをお願いいたします。議案第54号参考資料、本部町行政財産使用料条例の制定に

ついて。1. 行政財産使用料の導入について、行政財産の本来の目的を妨げない範囲で、行政財産全体の有効活用を図ることにより、地域住民等のサービスの向上や遊休財産の発生を抑制する。また、使用料を徴収することにより、施設を利用しない住民の税金で特定の利用者のためにかかる費用を賄うという不公平な状況を防ぎ、利用者と非利用者間の負担の公平性を図るため使用料の導入を行いたいとしております。2番目が使用料の例となっております。旧上本部飛行場、これは土地の上本部飛行場の跡地、豊原670という地番があります。上本部飛行場のやまちゃんのある交差点付近であります。算定式に当てはめて年額、月額、日額を算定しております。今の豊原670の土地の場合でいきますと、年額として計算式に当てはめて年額55万8,464円、月額が4万6,538円、日額として1,680円という形になります。(2)のほうが建物の場合であります。例えば、例ではありますが、本庁舎の1の1会議室の場合でございます。これも算定資金に当てはめて計算をしていくと年額でいきますと、244万504円、月額でいきますと20万3,375円、日額でいきますと6,686円というような形になる条例の制定についてであります。以上で説明を終わります。

○ **議長 具志堅 勉** これで提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第8. 議案第55号 本部町公共施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ **総務課長 宮城 健** 議案第55号 本部町公共施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。本部町公共施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。令和7年12月16日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、地方自治法第244条の2第8項及び第9項の規定により、公の施設の利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合は、その旨を条例で定める必要があるためでございます。説明に当たりましては、次のページから説明を行います。

次の2ページをお願いいたします。本部町公共施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例でございます。今回、提案してあります条例の一部改正が必要になる条例は、今開いております2ページの上段の括弧書きでございます。本部町公共施設の設置及び管理に関する条例の一部改正。これが第1条。それから次の3ページをお願いいたします。次の3ページの中段あたりの括弧書きでございます。本部町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正。第2条でございます。それからページをめくりまして、4ページをお願いいたします。4ページの下の方の括弧書きでございます。本部町伊豆味みかんの里総合案内所施設の設置及び管理運営に関する条例の一部改正、これが第3条となっております。内容に関しましては、3つの条例ともに使用料、それから使用料の減免、使用料金等に関する条文の追加となっております。

それではもう一度、2ページをお願いいたします。第1条の中での括弧書き。使用料のほうで

ございます。条文を読み上げます。利用許可を受けた者は、別表第2に定める使用料を上限として納付しなければならない。2項、既に納付した使用料は、還付しないものとする。ただし、町長が特に認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

次に使用料の減免であります。町長は、次の各号の一に該当する場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。ということで、1号から6号がございます。

次に利用料金等でございます。利用者が納付する利用料については、施設の有効な活用及び適正な管理運営の観点から指定管理者の収入としてこれを收受させるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について、本部町の承認を受けるものとする。そして下の表でございます。別表第2として、1時間当たりの会議室等の使用料を上限とした室料3,000円、それから冷暖房料1,500円を記載しているものでございます。以上、説明しております使用料、それから使用料の減免、利用料金等については次の本部町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する1号の改正第2条と同じ改正内容となっておりますので、説明を省略させていただきます。

ページをめくりまして、4ページの下のほうでございます。本部町伊豆味みかんの里総合案内所施設の設置及び管理運営に関する条例の一部改正第3条をご覧ください。

ページをめくりまして、5ページの使用料、それから使用料の減免に関しましては、先ほどの改正内容と一緒にありますが、別表として1平方メートル当たりの使用料上限額、店舗等1箇所につき月額1,000円として記載しているものであります。以上であります。次の6ページから新旧対照表を載せてありますので、後ほどご覧ください。以上で説明を終わります。

○ **議長 具志堅 勉** これで提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第9. 議案第56号 本部町農村公園施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。農林水産課長。

○ **農林水産課長 平安山良信** 議案第56号についてご説明いたします。

議案第56号 本部町農村公園施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本部町農村公園施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条の1第1項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。令和7年12月16日提出、本部町長 平良武康。

記。提案理由、本部町農村公園施設の設置及び管理に関する条例において、大嘉陽農村公園の所在地に誤りがあり、正しい住所に訂正する必要があるためでございます。

次のページをご覧ください。新旧対照表となっております。右側、現行の条例では大嘉陽農村公園の位置が伊野波5番地となっております。これを伊野波151番地に訂正する内容となっております。以上で説明を終わります。

○ **議長 具志堅 勉** これで提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

お諮りいたします。日程第10. 議案第57号 伊野波コミュニティ供用施設の指定管理者の指定についてから日程第17. 議案第64号 大堂集落センターの指定管理者の指定についてを一括議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。よって、日程第10. 議案第57号から日程第17. 議案第64号を一括議題とすることに決定しました。

本案について提案理由の説明を求めます。企画商工観光課長。

**○ 企画商工観光課長 喜納政国** 議案第57号のご説明をいたします。

議案第57号 伊野波コミュニティ供用施設の指定管理者の指定について。伊野波コミュニティ供用施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。令和7年12月16日提出、本部町長 平良武康。

記。指定管理者を次のとおり指定する。管理を行わせる施設の名称及び位置、名称、伊野波コミュニティ供用施設、位置、本部町字伊野波487番地1。指定管理者、名称、伊並区。所在地、本部町字伊野波487番地1。指定期間、令和8年4月1日から令和28年3月31日まで。

提案理由、平成17年第11回議会（定例会）において可決された伊野波コミュニティ供用施設の指定管理については、令和8年3月31日でその指定期間が満了することに伴い、本部町公共施設の設置及び管理に関する条例第9条の規定に基づき上記団体を指定管理者として指定したい。これがこの議案を提出する理由である。

続きまして、次ページをお願いします。議案第58号 渡久地コミュニティ供用施設の指定管理者の指定について。

指定管理者を次のとおり指定する。管理を行わせる施設の名称及び位置、名称、渡久地コミュニティ供用施設。位置、本部町字渡久地123番地。指定管理者、名称、渡久地行政区。所在地、本部町字渡久地123番地。指定期間、令和8年4月1日から令和28年3月31日まで。

提案理由につきましては、先ほどの議案と同様となっております。

次ページをお願いします。議案第59号 並里コミュニティ供用施設の指定管理者の指定について。

指定管理者を次のとおり指定する。管理を行わせる施設の名称及び位置、名称、並里コミュニティ供用施設。位置、本部町字並里15番地2。指定管理者、名称、伊並区。所在地、本部町字伊野波487番地1。指定期間、令和8年4月1日から令和28年3月31日まで。

提案理由につきましては、先ほどの議案と同様となっております。

次ページをお願いします。議案第60号 大浜コミュニティ供用施設の指定管理者の指定について。

指定管理者を次のとおり指定する。管理を行わせる施設の名称及び位置、名称、大浜コミュニティ供用施設名称。位置、本部町字大浜867番地1。指定管理者、名称、大浜区。所在地、本部

町字大浜867番地1。指定期間、令和8年4月1日から令和28年3月31日まで。

提案理由は、先ほどの議案と同様となっております。

次ページをお願いします。議案第61号 嘉津宇コミュニティーセンターの指定管理者の指定について。

指定管理者を次のとおり指定する。管理を行わせる施設の名称及び位置、名称、嘉津宇コミュニティーセンター。位置、本部町字嘉津宇11番地。指定管理者、名称、謝花行政区。所在地、本部町字謝花124番地。指定期間、令和8年4月1日から令和28年3月31日まで。

提案理由は、先ほどの議案と同様となっております。

次ページをお願いします。議案第62号 古島集落センターの指定管理者の指定について。

指定管理者を次のとおり指定する。管理を行わせる施設の名称及び位置、名称、古島集落センター。位置、本部町字古島2番地。指定管理者、名称、浜元地区行政区。所在地、本部町字浜元121番地。指定期間、令和8年4月1日から令和28年3月31日まで。

提案理由は、先ほどの議案と同様となっております。

続きまして、次ページをお願いします。議案第63号 新里コミュニティーセンターの指定管理者の指定について。

指定管理者を次のとおり指定する。管理を行わせる施設の名称及び位置、名称、新里コミュニティーセンター。位置、本部町字新里593番地。指定管理者、名称、新里行政区。所在地、本部町字新里593番地。指定期間、令和8年4月1日から令和28年3月31日まで。

提案理由は、先ほどの議案と同様となっております。

次ページをお願いします。議案第64号 大堂集落センターの指定管理者の指定について。

指定管理者を次のとおり指定する。管理を行わせる施設の名称及び位置、名称、大堂集落センター。位置、本部町字大堂382番地1。指定管理者、名称、浜元地区行政区。所在地、本部町字浜元121番地。指定期間、令和8年4月1日から令和28年3月31日まで。

提案理由につきましては、先ほどの議案と同様となっております。以上で説明を終わります。

○ **議長 具志堅 勉** これで提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

お諮りいたします。日程第18. 議案第65号 本部町立具志堅地区公民館の指定管理者の指定についてから日程第23. 議案第70号 本部町立谷茶地区公民館の指定管理者の指定についてを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。よって、日程第18. 議案第65号から日程第23. 議案第70号を一括議題とすることに決定いたしました。

本案について提案理由の説明を求めます。教育委員会事務局長。

○ **教育委員会事務局長 安里孝夫** 本町には本部町立地区の公民館が6か所ございます。議案第65号の具志堅地区公民館以下については、再度確認をしながら割愛させていただく箇所があり

ますことをご了承ください。

議案第65号 本部町立具志堅地区公民館の指定管理者の指定について。本部町立具志堅地区公民館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。令和7年12月16日提出、本部町長 平良武康。

記。指定管理者を次のとおり指定する。管理を行わせる施設の名称及び位置、名称、本部町立具志堅地区公民館。位置、本部町字具志堅158番地。指定管理者、名称、具志堅区。所在地、本部町字具志堅158番地。指定期間、令和8年4月1日から令和28年3月31日まで。

提案理由、平成17年第11回議会において可決された本部町立具志堅地区公民館の指定管理については、令和8年3月31日でその指定期間が満了することに伴い、本部町立公民館の設置及び管理に関する条例第5条の規定に基づき、上記の者を指定管理者として指定したい。これがこの議案を提出する理由であります。

次のページをお願いします。議案第65号の相違点を説明させてください。議案第66号 本部町立謝花地区公民館の指定管理者の指定について。

真ん中の管理を行わせる施設の名称及び位置、名称、本部町立謝花地区公民館。位置、本部町字謝花124番地。指定管理者、名称、謝花行政区。所在地、本部町字謝花124番地。以下は割愛させていただきます。

次のページをお願いします。議案第67号 本部町立浦崎地区公民館の指定管理者の指定について。

真ん中の枠をご覧ください。管理を行わせる施設の名称及び位置、名称、本部町立浦崎地区公民館。位置、本部町字浦崎46番地。指定管理者、名称、浜元地区行政区。所在地、本部町字浜元121番地。以下は割愛させていただきます。

次のページをお願いします。議案第68号 本部町立東地区公民館の指定管理者の指定について。

真ん中の枠をご覧ください。管理を行わせる施設の名称及び位置、名称、本部町立東地区公民館。位置、本部町字東430番地1。指定管理者、名称、大東山行政区。所在地、本部町字東430番地1。以下は割愛させていただきます。

次のページをお願いいたします。議案第69号 本部町立浜元地区公民館の指定管理者の指定について。

真ん中の枠をご覧ください。管理を行わせる施設の名称及び位置、名称、本部町立浜元地区公民館。位置、本部町字浜元121番地。指定管理者、名称、浜元地区行政区。所在地、本部町字浜元121番地。以下は割愛させていただきます。

次のページをお願いします。議案第70号 本部町立谷茶地区公民館の指定管理者の指定について。

真ん中の枠をご覧ください。管理を行わせる施設の名称及び位置、名称、本部町立谷茶地区公民館。位置、本部町字谷茶445番地13。指定管理者、名称、谷茶辺名地行政区。所在地、本部町字谷茶445番地13。以下、割愛させていただきます。以上で説明を終わります。

○ **議長 具志堅 勉** これで提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

お諮りいたします。日程第24. 議案第71号 伊豆味農村公園の指定管理者の指定についてから日程第27. 議案第74号 大嘉陽農村公園の指定管理者の指定についてを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。よって、日程第24. 議案第71号から日程第27. 議案第74号を一括議題とすることに決定いたしました。

本案について提案理由の説明を求めます。農林水産課長。

○ **農林水産課長 平安山良信** それでは、ご説明いたします。

議案第71号 伊豆味農村公園の指定管理者の指定について。伊豆味農村公園の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。令和7年12月16日提出、本部町長 平良武康。

記。指定管理者を次のとおり指定する。管理を行わせる施設の名称及び位置、名称、伊豆味農村公園。位置、本部町字伊豆味1番地1、1番地2、1番地3、1番地4、9番地、132番地1、132番地2。指定管理者、名称、伊豆味行政区。所在地、本部町字伊豆味95番地。指定期間、令和8年4月1日から令和28年3月31日まで。

提案理由、平成17年第11回議会（定例会）において可決された伊豆味農村公園の指定管理については、令和8年3月31日でその指定期間が満了することに伴い、本部町農村公園施設の設置及び管理に関する条例第5条に基づき、上記団体を指定管理者として指定したい。これがこの議案を提出する理由でございます。

次のページをご覧ください。議案第72号 崎本部農村公園の指定管理者の指定について。

中のほうを読み上げます。記。指定管理者を次のとおり指定する。管理を行わせる施設の名称及び位置、名称、崎本部農村公園。位置、本部町字崎本部194番地2。指定管理者、名称、崎本部行政区。所在地、本部町字崎本部15番地。指定の期間及び提案理由は同様となっておりますので、省略させていただきます。

次のページをご覧ください。議案第73号 謝花農村公園の指定管理者の指定について。

指定管理者を次のとおり指定する。管理を行わせる施設の名称及び位置、名称、謝花農村公園。位置、本部町字謝花1番地。指定管理者、名称、謝花行政区。所在地、本部町字謝花124番地。以下は同様となっております。

次のページをお開きください。議案第74号 大嘉陽農村公園の指定管理者の指定について。

指定管理者を次のとおり指定する。管理を行わせる施設の名称及び位置、名称、大嘉陽農村公園。位置、本部町字伊野波151番地。指定管理者、名称、大東山行政区。所在地、本部町字東430番地1。以下同様となっております。これで説明を終わります。

○ **議長 具志堅 勉** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第28. 議案第75号 本部町地域福祉センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉課長。

○ **福祉課長 渡久地政克** 議案第75号について説明いたします。

議案第75号 本部町地域福祉センターの指定管理者の指定について。本部町地域福祉センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により次のとおり議会の議決を求める。令和7年12月16日提出、本部町長 平良武康。

記。指定管理者を次のとおり指定する。管理を行わせる施設の名称及び位置、名称、本部町地域福祉センター。位置、本部町字大浜881番地4。指定管理者、名称、社会福祉法人 本部町社会福祉協議会。所在地、本部町字大浜881番地4。指定期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

提案理由、令和3年第2回議会において可決された本部町地域福祉センターの指定管理については、令和8年3月31日でその指定期間が満了することに伴い、本部町地域福祉センターの位置及び管理に関する条例第4条第2項の規定に基づき、指定管理者を指定する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

次のページのほうに令和2年から令和6年までの利用実績等を記載しておりますので、ご確認ください。これにて説明を終わります。

○ **議長 具志堅 勉** これで提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第29. 議案第76号 もとぶ放課後児童クラブの指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。子育て支援課長。

○ **子育て支援課長 松田 武** 議案第76号についてご説明いたします。

議案第76号 もとぶ放課後児童クラブの指定管理者の指定について。もとぶ放課後児童クラブの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6号の規定により次のとおり議会の議決を求める。令和7年12月16日提出、本部町長 平良武康。

記。指定管理者を次のとおり指定する。管理を行わせる施設の名称及び位置、名称、もとぶ放課後児童クラブ。位置、本部町字東602番地6。指定管理者、名称、合同会社ほのぼの。所在地、本部町字渡久地91番地3。指定期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

提案理由、地方自治法第244条の2第3項及び本部町公の施設に係る指定管理者の手続き等に関する条例第6条、本部町放課後児童クラブの位置及び管理に関する条例第4条の規定に基づき、指定管理者を指定する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

次のページをお開きください。説明資料の一番下3. 「もとぶ放課後児童クラブ」の経緯。令和3年4月1日、「ほのぼの学童（代表 平良耕三）」を指定管理者として5年間指定しており

ます。後に「合同会社ほのぼの」として法人登記をされております。

現指定管理者が令和8年3月31日に指定管理の満了を迎えます。それがこの議案を提出した理由となっております。説明は以上です。

○ **議長 具志堅 勉** これで提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第30. 議案第77号 本部町水納島海浜施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。企画商工観光課長。

○ **企画商工観光課長 喜納政国** 議案第77号についてご説明いたします。

議案第77号 本部町水納島海浜施設の指定管理者の指定について。本部町水納島海浜施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。令和7年12月16日提出、本部町長 平良武康。

記。指定管理者を次のとおり指定する。管理を行わせる施設の名称及び位置、名称、本部町水納島海浜施設。位置、本部町字瀬底6276番地2。指定管理者、名称、水納班。所在地、本部町字瀬底6276番地2。指定期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

提案理由、令和3年第2回議会（定例会）において可決された本部町水納島海浜施設の指定管理については、令和8年3月31日でその指定期間を満了することに伴い、本部町水納島海浜施設の設置及び管理に関する条例第4条の規定に基づき、上記団体を指定管理者として指定したい。これがこの議案を提出する理由である。

次ページ以降にこれまでの指定管理について及び直近5年間の水納島の入域者数及び海浜施設の利用者数を参考資料としてつけております。後ほど、ご確認をお願いします。以上で説明を終わります。

○ **議長 具志堅 勉** これで提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第31. 議案第78号 本部町伊豆味みかんの里総合案内所施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。農林水産課長。

○ **農林水産課長 平安山良信** ご説明いたします。

議案第78号 本部町伊豆味みかんの里総合案内所施設の指定管理者の指定について。本部町伊豆味みかんの里総合案内所施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により次のとおり議会の議決を求める。令和7年12月16日提出、本部町長 平良武康。

記。指定管理者を次のとおり指定する。管理を行わせる施設の名称及び位置、名称、本部町伊豆味みかんの里総合案内所。位置、本部町字伊豆味2846番地13。指定管理者、名称、農業生産法人有限会社伊豆味みかん生産組合。所在地、本部町字伊豆味2846番地13。指定期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

提案理由、令和3年第2回議会（定例会）において可決された本部町伊豆味みかんの里総合案内所施設の指定管理については、令和8年3月31日でその指定期間が満了することに伴い、本部町伊豆味みかんの里総合案内所施設の設置及び管理運営に関する条例第4条第2項の規定に基づき、上記団体を指定管理者として指定したい。これが、この議案を提出する理由であります。

次のページ以降にこれまでの経緯、また決算が添付されておりますので、お目通しください。以上で説明を終わります。

○ **議長 具志堅 勉** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第32. 議案第79号 本部町花き集出荷施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。農林水産課長。

○ **農林水産課長 平安山良信** ご説明いたします。

議案第79号 本部町花き集出荷施設の指定管理者の指定について。本部町花き集出荷施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により次のとおり議会の議決を求める。令和7年12月16日提出、本部町長 平良武康。

記。指定管理者を次のとおり指定する。管理を行わせる施設の名称及び位置、名称、本部町花き集出荷施設。位置、本部町字野原488番地1。指定管理者、名称、沖縄県花卉園芸農業協同組合。所在地、沖縄県浦添市伊奈武瀬一丁目10番1号。指定期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

提案理由、令和3年第2回議会（定例会）において可決された本部町花き集出荷施設の指定管理については、令和8年3月31日でその指定期間が満了することに伴い、本部町花き集出荷施設設置及び管理条例第6条第2項の規定に基づき、上記団体を指定管理者として指定したい。これが、この議案を提出する理由であります。

次のページ以降ですが、これまでの経緯、利用実績が記載されておりますので、お目通しよろしく申し上げます。以上で説明を終わります。

○ **議長 具志堅 勉** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第33. 議案第80号 もとぶ文化交流センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。教育委員会事務局長。

○ **教育委員会事務局長 安里孝夫** 議案第80号についてご説明いたします。

議案第80号 もとぶ文化交流センターの指定管理者の指定について。もとぶ文化交流センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により次のとおり議会の議決を求める。令和7年12月16日提出、本部町長 平良武康。

記。指定管理者を次のとおり指定する。管理を行わせる施設の名称及び位置、名称、もとぶ文

化交流センター。位置、本部町字大浜874番地1。指定管理者、名称、本部町商工会。所在地、本部町字大浜881番地1。指定期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

提案理由、令和5年第1回議会において可決されたもとぶ文化交流センターの指定管理については、令和8年3月31日でその指定期間が満了することに伴い、もとぶ文化交流センターの設置及び管理に関する条例第18条の規定に基づき、指定管理者の指定する必要がある。これが、この議案を提出する理由であります。

次のページにこれまでの経緯、利用実績、管理運営委託料を掲載されておりますので、後ほどお目通しください。以上で説明を終わります。

○ **議長 具志堅 勉** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第34. 議案第81号 本部町体育施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。教育委員会事務局長。

○ **教育委員会事務局長 安里孝夫** 議案第81号についてご説明します。

議案第81号 本部町体育施設の指定管理者の指定について。本部町体育施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により次のとおり議会の議決を求める。令和7年12月16日提出、本部町長 平良武康。

記。指定管理者を次のとおり指定する。管理を行わせる施設の名称及び位置、名称、本部町民体育館。位置、本部町字浦崎467番地1。名称、本部町運動公園。位置、本部町字浜元598番地。指定管理者、名称、本部町体育協会。所在地、本部町字浦崎467番地1。指定期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

提案理由、令和3年第2回議会において可決された本部町体育施設の指定管理については、令和8年3月31日でその指定期間が満了することに伴い、本部町体育施設の位置及び管理に関する条例第3条の規定に基づき、指定管理者を指定する必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。

次のページをお開きください。これまでの経緯、利用実績、管理運営委託料が掲載されておりますので、後ほどお目通しください。以上で説明を終わります。

○ **議長 具志堅 勉** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第35. 議案第82号 権利の放棄についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉課長。

○ **福祉課長 渡久地政克** 議案第82号についてご説明いたします。

議案第82号 権利の放棄について。次のとおり、権利を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。令和7年12月16日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、本町が有する債権について、債務者が破産手続開始申立を行っており返還が望めな

いことから、債権を放棄したい。これが、この議案を提出する理由であります。

次のページをご覧ください。議案第82号資料1、放棄する権利。1. 放棄する権利の内容、令和6年3月から令和6年8月の障害福祉サービス報酬請求の誤り等により生じた給付金返還金債権。2. 放棄する債権額等、(1) 債務者、障害福祉サービス事業者 1事業者。(2) 債権額、156万3,869円。(3) 債権内容、債権総額225万1,147円に対し、今回弁済額68万7,278円を引いた額が債権額の156万6,869円となっております。3. 放棄の時期、議決の日。

次のページをご覧ください。議案第82号資料2として、破産管財人からの弁済額の通知のほうを添付しております。ご確認いただきたいと思います。これで議案の説明を終わります。

○ **議長 具志堅 勉** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第36. 議案第84号 令和7年度本部町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○ **上下水道課長 知念 毅** 議案第84号を説明いたします。

議案第84号 令和7年度本部町水道事業会計補正予算について。令和7年度本部町水道事業会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和7年12月16日提出、本部町長 平良武康。

次のページをおめくりください。令和7年度本部町水道事業会計補正予算。(総則)第1条、令和7年度本部町水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。(収益的収入及び支出)第2条、予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。収入、第1款水道事業収益、補正予算額ゼロ円。(資本的収入及び支出)第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入、第1款資本的収入、補正予算額1億5,600万円。支出、第1款資本的支出、補正予定額1億5,600万円となっております。

次のページをお願いいたします。(企業債)第4条 予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

補正前、起債の目的、上水道事業費、限度額、2億1,380万円。補正後、起債の目的、補正前に同じ。限度額、2億9,180万円。以上、議案第84号の説明を終わります。

○ **議長 具志堅 勉** これで提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第37. 議案第85号 令和7年度本部町下水道事業会計補正予算についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○ **上下水道課長 知念 毅** 議案第85号 令和7年度本部町下水道事業会計補正予算について。令和7年度本部町下水道事業会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和7年12月16日提出、本部町長 平良武康。

次のページをおめくり願います。令和7年度本部町下水道事業会計補正予算。(総則)。第1条、令和7年度本部町下水道事業会計補正予算は、次に定めるところによる。(収益的収入及び

支出) 第 2 条、予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入、第 1 款下水道事業収益、補正予算額922万円。支出、第 1 款下水道事業費用、補正予算額922万円。  
(資本的収入及び支出) 第 3 条、予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入、第 1 款資本的収入、補正予算額1,300万円。支出、第 1 款資本的支出、補正予算額1,300万円。

次のページをお開き願います。(企業債) 第 4 条、予算第 5 条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。補正前、記載の目的、下水道事業、限度額 3 億3,030万円。補正後、起債の目的、補正前に同じ。限度額 3 億4,330万円。(他会計からの補助金) 第 5 条、予算第 9 条中「1 億7,285万9,000円」を「1 億8,207万9,000円」に改める。以上、議案第85号の説明を終わります。

○ 議長 具志堅 勉 これで提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

休憩します。

休 憩 (午前11時09分)

再開します。

再 開 (午前11時20分)

日程第38. 議案第83号 令和7年度本部町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 宮城 健 議案第83号について説明いたします。

議案第83号 令和7年度本部町一般会計補正予算について。令和7年度本部町一般会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和7年12月16日提出、本部町長 平良武康。

次の次のページをお願いいたします。令和7年度本部町一般会計補正予算(第4号)となります。令和7年度本部町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正) 第 1 条、歳入歳出予算の補正後の総額に、歳入歳出にそれぞれ 1 億4,376万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ112億807万8,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。(繰越明許費) 第 2 条 地方自治法第213条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。(債務負担行為の補正) 第 3 条、債務負担行為の追加は、「第 3 表債務負担行為補正」による。(地方債の補正) 第 4 条、地方債の追加及び変更は、「第 4 表地方債補正」による。

ページをめくりまして、3 ページをお願いいたします。第 2 表繰越明許費でございます。9 款消防費、1 項消防費、事業名が防災施設機能強化事業でございます。金額で8,884万6,000円。繰越理由として、工場製作であるボックスカルバートの製作が当初の想定より時間を要したためでございます。完了予定は令和8年5月を予定しております。

次のページ、4 ページをお願いいたします。第 3 表 債務負担行為補正の追加でございます。上から説明いたします。物流拠点施設修繕事業、期間が令和7年度から令和8年度まで。592万4,000円となっております。物流センターの冷却設備、クーリングタワーというものですが、その改修工事の予定となっております。

次に戸籍システム機器賃借料、期間が令和7年度から令和12年度まで。979万3,000円。戸籍システムの機器の賃借料でございます。

次に葬祭場管理業務、期間が令和7年度から令和10年度まで。2,019万6,000円。葬祭場の管理業務委託料となっております。

次に一般廃棄物収集運搬業務、期間が令和7年度から令和10年度まで。1億3,779万9,000円。ごみ収集運搬業務の委託料となっております。

次にごみ収集運搬者購入業務、期間が令和7年度から令和8年度まで。679万4,000円。ごみ収集車両で現在使用している1.5トン車の買換えによるものであります。

次に本部町景観計画改定業務、期間が令和7年度から令和9年度まで。897万9,000円。本部町景観計画の改定を行うものとなっております。

次のページ、2枚おめくりをお願いいたします。一般会計歳入歳出予算の補正予算事項別明細書の総括表でございます。こちらで今回の補正の主な内容を抜粋して説明いたします。

次のページからは節の中で各事業との増減額が掲載されておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

それでは、上の表の総括でございます。1款町税、補正額6,557万8,000円でございます。こちらは主に町民税の所得割分の増加が主な要因となっております。

次に12款地方交付税、補正額マイナス2,748万2,000円は、今回の補正総額です。1億4,376万7,000円を各款の増減に合わせて地方交付税で調整しているものでございます。あくまでも今回の補正額に対しての調整額であります。

次に16款国庫支出金、補正額9,402万1,000円でございますが、主に物価高騰対応重点支援臨時交付金に約2,400名余、物価高対応子育て応援手当事業として、その事務費に約5,200万円を計上しているものでございます。応援手当事業とその事務費でございます。5,200万円であります。

次に17款県支出金、補正額マイナス1,499万1,000円、主に農林水産物の条件不利性解消事業の補助金で約2,300万円の減が主な要因となっております。

次に下の表の歳出でございます。3款民生費8,833万円であります。歳入でも少し触れましたが、物価高騰の対応子育て応援手当事業補助金及びその事務費で約5,200万円余りが計上されているものでございます。

次に6款農林水産業費、マイナス2,512万2,000円、こちらも歳入で少し触れましたが、農林水産物条件不利性の解消事業補助金で約2,300万円の減が主な要因となっております。

次に8款土木費3,648万3,000円についてであります。山里儀間線の排水修繕工事に約9,000万円余り。崎本部石川線流末排水設計業務委託関係です。それから本部中学校の実施設計委託業務にトータルで約800万円余りを計上しているものでございます。

総括表で抜粋した説明は以上であります。今回の補正予算の詳細に関しましては、次ページ以降の事項別明細書の節ごとの説明、それから本日議長の許可を得てお配りしておりますA3縦の議案第83号資料で9月補正の主な主要事業一覧を掲載してありますので、参照にいただだけ

ればと思います。以上で説明を終わります。

○ 議長 具志堅 勉 休憩します。

休 憩（午前11時29分）

再開します。

再 開（午後2時39分）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。5番 山川 竜議員。

○ 5番 山川 竜 何点か質問いたします。まず、県外保育士誘致支援事業についてでございます。数年前同じような議案にも質問をさせていただいたのですけれども、県の補助金ということではなかなかできる内容といいますか、事業を実施できる事業に限られてくるのかなと思うのですけれども、誘致するためには求人を出したりそういう広報活動をしたりということも必要なのかなと思うのですけれども、そういったところにまずは使えないのか。これはもう何年の前にも同じように質問をしていますが、まずはこれが1点と。

あと保育園側のほうにこの支援事業をしっかり伝達できているのか、周知できているのかというのをまずは伺いをいたします。それ以外に18番の文化財保護費、水納島の試掘調査の委託料についてでございます。まず、この予算に関しては非常に慎重に私は議論を重ねていけないといけないというふうに思っております。まず、自然をどのように後世に残していくか、今この補正予算でも本部町景観計画の改定の予算も出ています。本町の自然、景観をどのように将来残していくかということの大事なところかなと思うのですけれども、水納島に大型なホテル、リゾート施設ができるということに対してまずは慎重にいけないといけないというふうに思っています。この試掘をきっかけに将来の開発につながっていくのかなというふうに感じていますが、まず担当課なりちょっとご意見をいただきたいのですが、今どういった現状があるのかというのをちょっと伺いをさせていただきたいというふうに思います。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 子育て支援課長。

○ 子育て支援課長 松田 武 山川議員にご説明いたします。

保育園の求人に対しての経費の助成ができないかということなのですが、議員がおっしゃるとおり各園のほうからこの求人代行とか行っている企業に対しての委託料が結構高額ということがあって、活用したいのだけれどもちょっと手が出せないということは把握しております。実際どれぐらいかかるかというところを調べたところ、給料の二、三か月分の手数料が出るというのは伺っています。それに対して今補助メニューが今のところ、国、県が探してもちょっと見当たらない状況でしたが、今後ほかにもメニューがないか、たくさん資料を探しながら見つけたらすぐ情報提供して適用できるようにしたいと考えております。

もう一つ、この保育士確保対策の事業についての各園伝達についてなのですが、今の時期、予算編成時期において、各園に連絡いたしましてこういった事業がありますと、それについて要望されますかというのを毎年やっております。その内容について、ちゃんとやっているつもりではありますが、いま一度もう一度内容をちゃんと伝えた上で来年次年度に向けて要望を聞いていこうかなと考えております。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 建設課長。

○ **建設課長 渡久地 要** 水納島の開発事業の件に関しまして、私のほうからご説明いたします。

水納島の開発事業に関しまして、民間事業者から現在のところ水納島全体ではなくて、北側部分の第1期部分の計画が開発計画が出されて、その分は県のほうからも開発の許可が下りている所でございます。今回、教育委員会のほうで試掘調査を行うというところは2期分に当たるところだというふうに認識……。1期分に係る部分で、工事着手前に必要な調査ということになっております。現在のところ、事業者としてもこの試掘調査を行った上で建築とかの造成等の工事に入っていくという段取りになっていると思いますので、そういうところまでは私たちも事業の進捗を把握しているところでございます。以上です。

○ **議長 具志堅 勉** 5番 山川 竜議員。

○ **5番 山川 竜** この水納島の開発に関してなのですけれども、先ほど来、私も話しました。自然環境にどのように影響してくるのかというのをやはりしっかりと知った上で判断、私もしたほうがいいかなというふうに思っておりますので、最後は町長の答弁もお伺いして私の質問を終わりたいと思います。

○ **議長 具志堅 勉** 町長。

○ **町長 平良武康** 水納島の開発ですけれども、議員もご承知のとおり人口が極端に早いスピードで減少しているというこの実情の中で開発をして、そして、ある意味では経済のベースのほうから島の活用し、そして、町の発展のために寄与させるといったようなことはそれは重要なことだと認識しております。そういうことですけれども、議員がおっしゃるように様々な課題を持ってあります。まずは自然環境の保全については当然ですけれども、開発とそれから文化財を含めて環境の保全もしっかりと図りながらかつ、時間をかけながら対応していかなければいけないということが今の実情ではないだろうかと思っております。水の対応をどうするのかということ、電気の対応をどうするのかということ。町の行政だけでは対応し難い部分も課題としてのし上がってきております。そういう中で町としてできる部分は後方支援もしながら対応をしていきたいと思っております。いずれにせよ人口減少対策の一環として捉えていくべきだろうと考えております。

○ **議長 具志堅 勉** ほかに質疑ありませんか。1番 島袋 恵議員。

○ **1番 島袋 恵** 歳出のほうでお伺いしたいところがあります。28節の公共下水道事業費922万円のうちに414万円ほどが修繕費に当たる。予備費も含めるとトータル922万円ということですが、その吸排気の故障が何年前から故障していたのか。そしてその施設のドアがずっと開きっぱなしであったということが何年間続いていたか。施設から出る悪臭があり、そのような対策の費用を講じているのか。4点目に悪臭対策として修繕をするということですが、悪臭の改善がなさなければこのあとはどうするのかお伺いしたいなと思います。

○ **議長 具志堅 勉** 上下水道課長。

○ **上下水道課長 知念 毅** 説明いたします。

まず、浄化センターの吸気ファンの故障でございますが、何年も前からということから答えさせていただきます。担当と確認しましたところ、正確な月日まではないのですが、約5年ほど前から故障していたのではないかなというふうに捉えております。その影響により議員がおっしゃっていたように窓を開放しながら対応していたという状況がございました。去る10月15日の地域住民の皆様との会合等を通じて現場を確認したところ、国道449号側のドアが開いているのでそこから臭気が漏れているのではないかという意見が多くございましたので、今回3基ある故障の箇所を直す予定となっております。直しますと今道路側に開放した臭気が元の形の3か所の吸気ファンから排出されることにより分散はされて改善されるのではないかなと思っています。ただ、しかしここで今議員がおっしゃったようにもし改善されなかったらという形ではありますが、これは当時の集まりでも意見が出ました。例えば脱臭炭を用いて軽減することは可能ではないかというようなことも踏まえつつ、まず第1基目の手当としまして、この修繕をしたいと思っております。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 1番 島袋 恵議員。

○ 1番 島袋 恵 今回答のありましたように現地で議論をして、現場を見て脱臭炭等を含め、臭気対策を含めた改善が必要ではないかということでお話をしたのを覚えています。そして、やはり何年もといますか、その施設が老朽化した頃か、いつ頃からかなりの悪臭になっているということもあり、今後下水道施設の大きな改築に当たるになり、あと何年かかるか完成までそういう中で地域住民はあと何年もその匂いについて我慢しないといけないのかとかいう話も地域では出ていますので、やはり吸排気ファンを直すだけであれば排気するファンで外に出す。北風の場合はそれがまた住宅街へ風が流れていくということもありますので、そこら辺も含めて脱臭炭の数量を増やしたり、その吸排気効率を損なわないような脱臭炭の配置であるとか、脱臭炭チャンバーとか、そういった大きなことも視野に入れて地域住民があと数年ここで我慢しないといけないかということをしっかり視野に入れていただきたいのですが、その今後の臭気対策について、今やろうとしている臭気対策ともしそれが改善されない場合は大掛かりな臭気対策も実施計画をするのかどうか、そこら辺もお聞かせください。

○ 議長 具志堅 勉 上下水道課長。

○ 上下水道課長 知念 毅 説明いたします。

住民の皆様と意見交換をした後に担当と様々な検討をしております。併せて管理委託をなさっている事業者様の意見も聞きながら行っているところであります。今臭気の原因を特定しようと。まず間違いなく言えますのは、国道側に開いていた水処理棟からのものも一部あるでしょうということと、さらに私たちが今考えていますのは既存の管理棟の後ろにある分離槽という施設がございました。こちらのほうに関しましても、臭気を発生する原因があるということが判明いたしました。それをまず今試験的にはあるのですけれども、臭気が漏れ出ないように仮設的にこの部分を覆って見ているところであります。現地の管理をしている事業者の皆様と担当の職員のほうでの意見ではここからの臭気が大分あったのではないかと、今の仮設的なものを行うことによっ

て大分減らされたのではないかという結論的なものではございませんが、検討をしておりますので、総合的に今ある水処理棟のみではなくて、そのほかの傷んだところからの原因もあるかと思っておりますので、総合的に今後進んでいきたいと思っております。そのときに地域の方々から意見をいただいたことをもちろん中心に進めていきますので、今後も意見を聞く場、一緒に現場を確認する場を設けていけたらなと考えております。大きな修繕ということでの計画がありますということではありますが、大きな修繕を言い換えるならば今まさにやろうとしているのが建て替え事業だとしますと、あとこの建て替えの事業が終了するまでには前回お示ししましたように令和14年までかかりますと広報のほうでも流させていただきました。それまでには今よりも現施設が臭気が大きくならないようにもちろん、それよりもどんどん小さくできるようにということの対策を取っていきたいと考えております。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 1番 島袋 恵議員。

○ 1番 島袋 恵 回答のありました令和14年完成予定ということで、その中にまたその臭気対策を今後もまた取り行っていくという回答でもあったかと思いますが、やはり地域住民はその1日も多くそこにほかの地域とは違うような臭いがする場所ですので、それを7年間今後ともということであれば、町全体から来るようなそのような下水道の悪臭臭気というのを地域の皆さんはそこを毎日感じながら生活しておりますので、今回予算がついて改善・改修をするということではありますが、地域住民が今後7年から数年間そこで嫌な思いをしないように今後ともその改修費用についても問題が発生した場合に7年間も苦痛を味わわせないようにぜひ取り組んでいただきたいなと思います。そこら辺の町内各方面で予算が少し足りないとか、予算があればもっと大きなことができるだろうと、もっと大きな対策ができるだろうというところも多々あるかと思っております。各課ですすね。そこら辺の今後住民生活の向上であるとか、そういった苦情の対策であるそこら辺について、やはり町の財政として全体の予算を確保として取り組まないといけないと思っておりますが、今後また町長に少しお伺いをしたいかと思っておりますが、全体的な住民の苦情でありますとか、そういったものについて大きなたくさんの課題があるかと思っておりますが、そこら辺の予算確保について今後も取り組んで多く国の各省庁へ足を運んでいただき、そこで住民生活の向上に向かい取り組んでいくのか。予算確保について今後のまた方針といいますでしょうか、今後の取組を少しお聞かせ願えればと思います。お願いいたします。

○ 議長 具志堅 勉 町長。

○ 町長 平良武康 今悪臭のお話がありましたけれども、下水道もしかり、そして道路関係もしかり、昭和30年台にできた町内のいろいろな生活基盤施設について、多々老朽化が見られるというようなことではございます。そういうふうなことに対しまして、優先順位をつけながらしっかりと今対応しているというようなところでございますけれども、何分予算規模にも限界がございます。そして、その中でバランスよく、いわゆる老朽化対策と新しいものを作るというような両面をバランスよくどう対応をしていくのかというようなことも課題として考えております。そういうふうなことでいろいろな形で予算の確保をいわゆる自主財源の確保というものが一番の重

要なことになりますでしょうけれども、宿泊税しかり先頭になって宿泊税についても県とも調整をやりながらその制度設計について勝ち取ってきたというようなこともありますし、また同時に頻繁に国のほうに通っております。国土交通省に行って、そして各局を回ったり、そして内閣府の皆さんと議論をしたり、この町に来てそして町の実情を内閣府の皆さんに見ていただいたり、そして東京のほうで夜の懇親会までセットをしながら予算の確保について議論をしている。地域の実情についての理解を深めるために議論をしているということでございます。そういったことでもありまして、今年予算も見ても分かるように近年にない大規模な予算にもなっております。いずれにせよそういったことで多面的にいろいろな形で予算の確保をしながら、優先順位を押しつけながら地域住民の生活基盤の改善・改革に努めていきたいとこのように考えております。

○ 議長 具志堅 勉 ほかに質疑はありませんか。11番 具志堅正英議員。

○ 11番 具志堅正英 先ほども説明がありましたけれども、31ページの農業機械等資本装備強化事業マイナス315万2,000円のマイナス補正ですけれども、これ当初は500万円ぐらいありましたけれども、今回エントリーされたのが何か6名の農業従事者でこの農業機械のどういう先ほど軽トラは対象にならないとおっしゃっていましたが、どういう機械だったらエントリーできたのか。それから金額がどれぐらいだったのか、これからまた来年度もそういう事業があるのかお伺いいたします。

○ 議長 具志堅 勉 農林水産課長。

○ 農林水産課長 平安山良信 ご説明いたします。

今回最終的に6名の方がこの事業に該当しております。これはもちろん農業者として営農されていることが前提で、また徴税等を完納していること。機械等につきましても、例えば畑を耕す管理機とか、農薬を撒く防除機、そういったものが対象となっております。軽トラなど汎用性が高いものは対象外ということで、そういったものが対象となっております。事業を導入していただいているところであります。事業費といたしましては、大きな方で80万円を超える方から少額の方で50万円程度の方まで、2分の1ということで事業をやっているところであります。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 11番 具志堅正英議員。

○ 11番 具志堅正英 農薬散布に使う機械とか、それから管理機ということですが、今農家が一番必要としているいろいろな収穫機、それから畑の除草作業に使う草刈り機。草刈り機と言っても自走式、人が乗ってやるような大きい機械から小さな通常我々が使う手動の草刈り機もありますけれども、そういう草刈り機とかも補助メニューに入るのか。それから一番水が大変困っている地域もあると思うのですけれども、その水の配水設備のポンプとか、配水パイプとかにも使えるのか、その辺をまたお伺いいたします。

○ 議長 具志堅 勉 農林水産課長。

○ 農林水産課長 平安山良信 ご説明いたします。

この事業は農業関係に使うものであれば、汎用性が高いもの。先ほど説明しました。例えば軽

トラックとか、フォークリフトとかそういったものは対象外で、それ以外のものであれば説明ができれば対象となります。事業費が50万円以上ということにもなりますので、そういった事業を満たしているとか、かんがい関係のポンプとかそういったものも対象にはなりません。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 11番 具志堅正英議員。

○ 11番 具志堅正英 農業者が一番欲しているこういう機械類のどういふのを要求されているのか、そういうのを調査したことはありますか。

○ 議長 具志堅 勉 農林水産課長。

○ 農林水産課長 平安山良信 ご説明いたします。

特に機械の需要とかそういったものに特化した調査はやっておりません。

○ 議長 具志堅 勉 11番 具志堅正英議員。

○ 11番 具志堅正英 ぜひ農業者のニーズが分からないとこういうふうには補正残みたいになる。使われない予算になってしまいますので、ぜひ農業者のニーズを調べてからこういう機械を購入するための予算を組んでいただきたいと思います。町長いかがですか。こういう考え方は。

○ 議長 具志堅 勉 町長。

○ 町長 平良武康 たしか、これは今年から物価高騰対策を一つの概念、そういう視点の中から農業者が農業しやすいように機械類、そしてその他、生産資材全てが値上がりしているという観点で予算措置を新たに今年からやったというようなことの流れがあります。ですので、議員がおっしゃるように農業者のニーズをもっと幅広く拾いながらやるように改善・改革をしながら対応すべきだろうというように考える次第でございます。いずれにせよ農業者の農業経営支援のための予算ではございますので、幅広く対応できるような形で再検討を加えながら対応していきたいと考えます。

○ 議長 具志堅 勉 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第83号について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議あり」と言う者あり)

異議ありと出ましたので、これから議案第83号について採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案に賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

賛成多数であります。したがって議案第83号は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

散 会（午後 3 時12分）